

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和2年3月26日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人鳴滝アトリエ

(2) 代表者名

堤 英子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市右京区鳴滝白砂3-25

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「豊かな感性」をそなえた教養人を育む社会教育の実現と芸術文化や技術の普及に寄与することを目的とする。上記の目的のもと若年層から、高齢者まで、造形芸術、様々なデザインに関する活動を行い、コミュニケーションの場と発表及び学習の機会を提供する。芸術の多角的な視点とものの考え方をそなえ、自らの生き方に主体性を持ち、また社会を生きるうえで必要な汎用的スキルを持つ教養人として、積極的に社会に参画することを目指す。

2 申請年月日

令和2年3月17日

(文化市民局地域自治推進室)